定期監査指摘事項

| 監査対象機関名 | 健康福祉部福祉課 |
|---|---|
| 監査実施年月日 | 令和６年 12 月 20 日（金）、令和７年１月９日（木） |

| 監査の結果 | 措置の状況 |
|---|---|
| **令和５年度における随意契約の状況について** | |
| 小吹台第４ちびっこ憩いの広場クビアカツヤカミキリ虫による被害樹伐採業務委託について<br>・契約時に請書を作成しているが、仕様書と一体となっていない書類管理が確認された。 | ・今後、請書と仕様書を一体化して作成いたします。 |
| ちびっこ老人憩いの広場（第３・第４）整備にかかる備品購入業務について<br>・複数業者より見積を徴収し、見積調書を作成しているが、内容の訂正が加筆されている。金額に関わる部分であるため、訂正印を押すなどの適切な処置を行うこと。 | ・今後、見積もり調書を作成した後、内容の訂正など加筆する場合、訂正印を押すなど適切な処置を行ってまいります。 |
| ・契約時に作成した請書について、受注者の名称については住所、名称及び代表者名を記載することとなっているが、代表者名が記載されていなかった。 | ・今後、受注者から請書を受領した際に、請書に受注者の情報がすべて記載されているか確認するよういたします。 |

| 監査対象機関名 | 健康福祉部健康課 |
|---|---|
| 監査実施年月日 | 令和６年 12 月 20 日（金）、令和７年１月９日（木） |

| 監査の結果 | 措置の状況 |
|---|---|
| **令和５年度における随意契約の状況について** | |
| 新型コロナウイルス予防接種予約令和５年春開始接種の個別接種に伴う初期設定等委託業務について<br>・作成した契約書に収入印紙が貼付されていなかった。 | ・本業務実施事業者とシステム利用料を別途契約しており、収入印紙不要の契約と誤認したものと思われます。<br>・今後は、収入印紙の要否については、必要に応じて税務署等に問い合わせるなど、適切な契約手続きを行います。 |

| 監査対象機関名 | 産業建設部都市整備課 |
|---|---|
| 監査実施年月日 | 令和６年７月 12 日（金）、19 日（金） |

| 監査の結果 | 措置の状況 |
|---|---|
| **令和５年度における随意契約の状況について** | |
| 千早赤阪村コミュニティバス　バス停標識柱購入業務について<br>・契約書を２部作成しているが、相手方に渡すべき１部がそのまま文書として保存されている。また、契約書と仕様書が一体的に綴じられていない書類管理が確認された。 | ・後日、相手方に契約書を渡しました。また、今後、契約書に仕様書を一体としてまいります。 |
| 村道上東阪線陥没部応急復旧工事について<br>・緊急であることを理由に、比較見積を徴さずに「緊急工事施工依頼書」を作成し、工事の発注を行っている。緊急工事施工依頼書による工事発注の事務手続きは大阪府の随意契約ガイドラインを参考にして実施したとのことであるが、村の随意契約のガイドラインにはこの制度、様式はない。今後村がこの制度を採用するのであれば、早急に関係する規則、ガイドライン等の見直しを検討されたい。 | ・災害や陥没などの緊急に対応しないと、通行が危険である場合、村の随意契約ガイドラインでは対応できなかったため、大阪府の随意契約ガイドラインを参考に実施したものでありますが、今後、契約担当課とも相談し、村の随意契約ガイドラインの見直し検討をお願いしてまいります。 |
| 村道西峯唐谷線外 4 路線土砂撤去工事について<br>・令和５年６月２日の豪雨による村道５路線の土砂撤去に係る契約である。同年 11 月２日に契約が行われ、11 月 28 日に公示が完了している。発災から契約までなぜ長期間を要したのか、また、契約期間内の工程表がなく、５路線をどのように施工していったのかが不明瞭である。 | ・本件は豪雨により村道へ崩落した土砂の撤去・処分工事であり、村道からは即時撤去しましたが、土砂には水分が多く含まれていた事から、土砂を仮置きし、乾かした後、処分したもので、完了まで期間を要したものです。また、今後は、路線毎に施工工程を明確にするよう整理してまいります。 |

| 監査対象機関名 | 教育課 |
| --- | --- |
| 監査実施年月日 | 令和６年 10 月 11 日（金）、18 日（金） |

| 監査の結果 | 措置の状況 |
| --- | --- |
| **令和５年度における随意契約の状況について** | |
| ・文化財保護事業費の消耗品費として中性紙保存箱を 33,000 円で購入している。３万円を超える支出であるため、他１者以上の確認記録、随意契約理由書及び請書の作成が必要となるが、それらの書類が作成されていなかった。<br>・請書を作成している随意契約について、請書と仕様書が一体となっていない書類管理が複数確認された。 | ・随意契約ガイドラインを改めて確認するとともに、指摘の書類不備について課内で共有し、再発防止に努めます。 |

行政監査指摘事項

| 監査対象機関名 | 村政戦略部秘書企画課 |
|---|---|
| 監査実施年月日 | 令和６年 11 月８日（金）、12 月 13 日（金） |

| 監査の結果 | 措置の状況 |
|---|---|
| **令和５年度における服務規定に基づく職務の遂行状況について** | |
| ・千早赤阪村職員服務規程において、職員の出張命令簿等は規程に定められた様式にて手続きすることとなっているが、令和３年度に庶務事務システムを全庁的に導入しており、現在はシステム上において申請することとなっている。現状の手続きに合うように規程の改正を検討すること。 | ・年度内に改正いたします。 |

| 監査対象機関名 | 村政戦略部危機管理課、総務部総務課、健康福祉部住民課、福祉課、健康課、産業建設部農林商工課、都市整備課、教育課 |
|---|---|
| 監査実施年月日 | 令和６年７月 12 日（金）、７月 19 日（金）、９月 13 日（金）、９月 20 日（金）、10 月 11 日（金）、10 月 18 日（金）、12 月 20 日（金）、令和７年１月９日（木） |

| 監査の結果 | 措置の状況 |
|---|---|
| **令和５年度における公用車の管理状況について** | |
| ・千早赤阪村庁用自動車の管理及び運行に関する規程第５条第４号により、管理責任者は車両管理台帳（様式第１号）を整備することとなっている。各課において作成した車両管理台帳を確認すると、責任保険、賠償保険、年間走行距離及び修理記録等の欄が未記入となっている課が複数確認できた。 | ・今後は車両管理台帳の記入を徹底してまいります。 |
| ・毎日の運行状況については同規程第７条第３号に定める運転日誌（様式第２号）に記録することとなっており、給油についても記録する欄がある。健康福祉部福祉課、産業建設部農林商工課及び産業建設部都市整備課の車両の運転日誌を確認すると、１回の給油で 500ｋｍ以上走行しており、給油の記録漏れと思われる箇所が確認できた。 | ・今後は運転日誌の記入を徹底してまいります。 |
| ・車両を保有する課、施設等の長を管理責任者として定めているが、運転日誌には管理責任者の確認がされた記録がない。期間を定めて管理責任者が確認することを検討されたい。 | ・運転日誌の確認については、運転前及び運転後のアルコールチェック時に安全運転管理者又は管理責任者において確認記録を記入することとしております。その他の項目についても同時に確認をしております。重要な項目については車両管理台帳において管理責任者が記録しております。 |